

# 通所介護サービス 利用料内訳表 <第3紫苑>

H29.4.1現在

基本的なサービスに係る費用									
通所介護費（基本部分） 《通常規模型》		通所介護費（加算部分）				介護職員処遇改善加算 (×5.9%)	地域区分加算 (×10.14/10)	その他負担額 介護保険外	合計
利用時間帯	介護度 (1日あたりのサービス 単位数)	入浴介助 加算 50単位	個別機能訓練 加算Ⅱ 56単位	サービス 提供体制 強化加算 Ⅰイ 18単位	中重度者ケ ア体制加算 45単位	加算後の 金額 (単位：円)	加算後の 金額 (単位：円)	昼食代 (1回) (単位：円)	1日の ご利用料の目安 (単位：円)
3時間以上 5時間未満	要介護1 (380)	50	56	18	45	581	589	410	999
	要介護2 (436)					641	650		1,060
	要介護3 (493)					701	711		1,121
	要介護4 (548)					759	770		1,180
	要介護5 (605)					820	831		1,241
5時間以上 7時間未満	要介護1 (572)	50	56	18	45	785	796	410	1,206
	要介護2 (676)					895	908		1,318
	要介護3 (780)					1,005	1,019		1,429
	要介護4 (884)					1,115	1,131		1,541
	要介護5 (988)					1,225	1,242		1,652
7時間以上 9時間未満	要介護1 (656)	50	56	18	45	874	886	410	1,296
	要介護2 (775)					1,000	1,014		1,424
	要介護3 (898)					1,130	1,146		1,556
	要介護4 (1021)					1,260	1,278		1,688
	要介護5 (1144)					1,390	1,409		1,819

## 加算等の説明（抜粋）

入浴介助加算	個別機能訓練加算Ⅱ	サービス提供体制 強化加算Ⅰイ	中重度者ケア体制加算	認知症高齢者受入体制加算
利用者に対して 入浴の介助を行っ た場合に加算	残存する身体機能を活用して 生活機能の維持・向上を図 り、利用者が居宅において 可能な限り自立して暮らし 続けることを目的として実施 する機能訓練の加算	介護職員の総数のうち、 介護福祉士の占める割合が 50%以上である場合	重度の要介護者であっても、住み慣 れた地域での在宅生活が継続できる ように、要介護3以上の高齢者を積 極的に受け入れる体制を整えている 事業所（30%以上の割合）が評価 される加算（全員対象）	認知症高齢者であっても、住み慣れた地域 での在宅生活が継続できるように、認知症 高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する 者を積極的に受け入れるための体制を整え ている事業所（20%以上の割合）が評価 される加算
50単位/回	56単位/回	18単位/日	45単位/日	60単位/日（該当者のみ）

若年性認知症利用者受入加算	送迎を行わない場合の減算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	地域区分加算
40歳以上64歳未満の若年性認知症の利用者様に対 して、通所介護（デイサービス）を行った時に、 加算できます。受け入れた若年性認知症の利用者 様毎に個別に担当者を決めて、その人を中心に、 その利用者様の特性やニーズにあったサービス 提供に対する加算	事業所が送迎を行わなかった場合の減算 になります。通所介護計画上、送迎が 往復か片道かを位置付けた上で、減算の 有無を確認します。	介護職員の賃金改善の為、 基本サービス費に各種加算減算 を加えた1月あたりの総単位数 に4.0%を乗じた単位数が 加算となります。	全国を7の区分に分け、地域ごと に上乗せ割合を定め加算する (東員町は7級地) 1単位10.14円となる。
50単位/日（該当者のみ）	-47単位/片道		

※基本サービス提供時間は、7時間以上9時間未満の 9：15～16：20 となります。

※上記時間帯以外にも、ご要望に応じて、時間短縮または延長のサービスも実施しています。

詳しくはお問い合わせ下さい。

※通所介護サービスは、ご利用頂いた1日あたりのご利用料の目安です。

※また、介護職員処遇改善加算・地域区分加算は、1ヶ月あたりの総利用単位数に加算率を乗じて算定するため、実際のご請求額は上記と若干異なる場合があります。

詳しくは窓口までお尋ね下さい。

